

## 社会事象としての多数決について

池田義祐

### 一

多数決 (Majority Rule, Mehrheitsentscheidung, Principe majoritaire) と呼ばれる一の社会事象は、通常、政治現象として民主主義政治の基礎形式であり (十亀昭雄「多数決の原理」福武直その他編・「社会学辞典」五九九頁)、議会主義の必然的基礎である (新明正道「多数決主義」新明正道編・「社会学辞典」四〇二頁) とされ、多数決の原理は、一般に近代民主主義政治制度を支える基本原則であると確信されている。それは、いわゆる「議会制民主主義」の理論的ならびに現実的基礎として重要視され、民主主義を標榜する現代政治家達によって金科玉条視されているといっても過言ではないようである。純粋な政治の領域内にかぎらず、それはまた現代社会におけるほとんどあらゆる社会的決定や諸集団の集団意志決定に際してもはや自明的ともいうべき一般的形式として広く用いられている。かつて多数決の問題を論じてその概念の多義性を指摘したW・ケンドル (W. Kendall, John Locke and the Doctrine of Majority Rule, 1941, pp. 24 ff.) が、多数決の意味には、国家権力の根拠づけとしての、すなわち政治的・法的な意味における多数支配の原理 (doctrine of majority-rule) およびその現実形態である政治現象としての多数支配 (majority-rule) のほかに、より一般的にいかなる社会集団であれ、とにかく集団一般の次元における集団決定 (group decision making)

のルールである多数決原理 (majority principle) それ自身が含まれていると述べているのは、このことをさしているのである。

しかるに近時のわが国の議会や世論、社会運動などに見られる事態のなかには、右に述べたような多数決の自明性・普遍妥当性に対してややもすれば疑問を呈せざるをえないようなものも少なからず見受けられるに至り、今やそれへの各方面よりする根本的省察が必要であるような時機に到達していると考えられる。筆者が社会学の見地から本小論において多数決をとりあげた問題意識もこのような時機観から発している。この点についての詳細な論述はさけるが、例えば多数党の横暴に対する少数党の物理的反抗といった相互作用の悪循環的反覆は、かかる何時はてるとも知れぬ非民主的な暴力の連鎖反応を介して形式合理的な多数決主義の横行による実質合理的な真の多数決原理の否定を招来することになりはしないか。あるいはまた、議会内の多数 (政治) と議会外の多数 (世論) との不一致を主張する論理や真正多数と表見多数 (擬制多数) との関係をめぐる議論などは、すべてかかる論理や議論の生じてくる社会現象の存在と、かかる現象の根底に横たわる、より根本的な多数決の問題をわれわれに提示しているのである。

(註) 現代社会における多数決原理の問題性については日本法哲学会編の「多数決原理」(一九六一年度の法哲学年報・昭和三十七年四月有斐閣刊) に詳しい。例えば、同書の第二論文、和田英夫教授の「公法における多数決原理」の「まえがき」とその註(2)などは、多数決原理を自明の公理とし暗黙の前提としている議会民主制そのものもつ問題性を簡潔に指摘している。(同書・五一頁—五二頁)

多数決や多数決原理についての従来の研究の多くのは法学者、政治学者、法哲学者などの手になるものであり、現実の法現象あるいは政治現象としての多数決に関するかぎり、またはそれらの制度論に関するかぎり、それぞれの専門分野からするすぐれた研究は決して少なくないし、またそれはそれとして十分価値あるものであるが、より一層深い次元における社会事象としての多数決について、これを正面から究明せんとした試みは意外に少ないものよう

に思われる。ところで社会事象としての多数決は、先ずはじめには多数—少数の支配・服従関係として把握されるが、これをさらにつきつめていくと、結局社会と個人との関係の根本に触れる難問題に逢着せざるをえないのである。この経過は次に述べるところからおのずから明らかとなるであろう。

## 二

社会と個人との関係は、もとより社会学にとって最も重要な根本問題である。いわば古くて新しい問題である。そして筆者がこの小論でとりあげるG・ジンメルは、多数決の問題をこの次元にまでほりさげて、事象の本質に鋭く迫らんとした数少ない社会学者の一人である。

(註) 例えばH・P・フェアチャイルド(H. P. Fairchild)の多数決についての論議は、多数者の少数者に対する支配関係にまでは及んでいるが、社会と個人との本質的な関係にまでは立ち入っていない。(H. P. Fairchild, ed., Dictionary of Sociology, 1944, p. 181)

H・P・フェアチャイルドより、さらに一步深くつきますので多数決の問題を社会学的に追究した社会学者としてマッキィー(H. R. M. MacIver)をあげることが出来る。

彼は多数決(enumeration or determination by majority)を社会の集团的統一性の観点からとり上げ、集団一致(group agreement)の四種の基本類型のうちの一型としている。彼の四種の基本類型は、権威(authority)・妥協(compromise)・多数決(enumeration)・統合(integration)にそれぞれ異なる集団一致の形式であるが、多数決型は権威型や妥協型に比してより進歩した型であるが、統合型には及ばない、いわば次善のものであるとして次の如き図式を提唱している。

そして彼によれば、多数決の場合は、いかなる意味での合意、形式的な合意さえも得られず、多数による決定が具体的な人間の頭数の形で、あるいは抽象的な投票数の形で、その他いかなる単位でなされようとも、成員間に存する差異は頑強な対立のままで残存するのである。かかる形態の集団一致に必要な基礎は、投票によって決定される特殊な争点自体のレベルの上に見いだされるのではなくして、集団の成員が投票の結果に忠実に従うという積極的な意志の中に横たわっているのである。

社会事象としての多数決について

## Types of Group Agreement

Basis	Process	Nature of Decision	Treatment of Differences
Authority	Acquiescence and assent	Formal unanimity	Suppressed or held in abeyance
Compromise	Give and take	Formal unanimity	Registered in the result but not reconciled
Enumeration	Inconclusive discussion	Majority determination	Registered in the process but not in the result
Integration	Conclusive discussion	Real unanimity	Expressed in the process and conserved in the result

このような多数決によってもたらされる集団一致は、たとえその前提として多数そのものに対する集団全員の積極的な承認があるにしても、成員間(多数対少数)に存する差異に基づく対立が解消しないかぎり、集団内の完全な調和・一致の表現ではない。そして彼は最後に集団成員間の完全な一致によってもたらされる統合(Integration)を、権威や妥協や多数の難点を克服しうる可能態として提起しているのである。しかればこの「統合」は、いかにして「多数決」の難点を克服するのか。彼によればこの統合の概念は、倫理的・理想的なものを見なすことも、また社会心理学的な過程と見なすこともできるが、前者は直接、集団生活の現実とは結びつかない理想的観念的な概念の域を出ないものとなれている。社会学的に問題となるのは従って後者であるが、これについても彼はここで甚だ抽象的で理想的な構想しか提示しておらず、現実には多数決の難点を克服する科学的な集団決定の方法として統合を論じてはいるといわれる。(R. M. Maclver & C. H. Page, *Society, an introductory analysis*, 1952, pp. 226—229)

要するにマッキンバーの考えによれば、多数決の難点は(権威と妥協との他の二つの集団決定の型をも含めて)「統合による真の合意」(real unanimity, real consensus)の形で現実には解決されるかの如くであるが、事実はまだかかる統合が可能であるような集団の状況を抽象的に述べている程度にとどまり、かかる集団の状況が具体的にどうあるのか、又いかにしてそ

のような状況に到達できるのであるか、またさらにかかる集団状況の下で多数決の難点がどのように解決され、個人と集団や社会とが調和せしめられていくかについての立ち入った分析は何らなされていないのである。このことは逆説的に云えば、彼の多数決に関する論考自体がジンメルほど深くそれを社会と個人の根元的な問題にまでさかのぼって原理的に究明していないことを物語っているようである。

さてジンメルは多数決の問題を彼の社会学の名著「社会学」の第三章「上下関係」(Über- und Unterordnung)の附論として論述している。(G. Simmel, Soziologie, Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung, 2. Aufl. 1922. "Exkurs über die Überstimmung". SS. 142—147) そもそもこの附論は、彼の三種の支配類型のうちの第一の集団支配 (Überordnung von einer Gruppen) についてなされているものであり、集団支配原理の一種の特殊な形態としての多数決の原理、すなわち多数者の少数者に対する支配 (逆ピラミッド型の形態をとる) の原理がここでとりあげられているのである。けれどもジンメルは多数決を単に集団支配の一特殊形態として、つまり支配社会学 (特に支配関係理論) の立場からのみ究明しようとしているのではない。彼によれば支配関係以前の、より根本的な立場である社会形成 (Gesellschaftliche Formung od. Vergesellschaftung) の理論、すなわち社会と個人との根元的な関係から、それは考究されねばならないものとされている。社会の形成・統一はもちろん、社会内のあらゆる集団の維持存続を不確定不安定ならしめるものは、社会あるいは集団を構成している成員が構成員であると同時にまた他方それ自身完結的・閉鎖的・自立的な統一体としての個人であるという二重の、永久に交わることのない平行線にも比すべき性格を有しているということである。成員である個人が、つまり社会又は集団の構成単位である個人が、本来相互に異質な独自の個性・人格を有しており、それ故に彼等の間にはいかなる場合にも完全な一致は求められず、常に対立・抗争・緊張の契機をはらんでいるということである。このような社会と個人との永遠に充たすことのできない間隙を調整し、社会あるいは集団の形成を可能ならしめる最も重要な機能を果すものが多数決という一の社会事象である。

社会事象としての多数決について

絶対的な存在者である個人を相対的な存在者としての成員として社会もしくは集団のなかに組み入れ、社会もしくは集団の統一性を実現していく一つの必然的な媒介原理として、多数決の原理は大なる社会的意味を有している。多数決はその外見的な単純さにもかかわらず、成員間の対立抗争が遂には一様で斉一的な結果に変化してしまうところの最も顕著な手段の一つであり、殊に個性の伸張発達が大であり従って成員間の異質性の増大と、かくしてまた成員間の対立抗争緊張の可能性の増大とのいちじるしくなった近代社会においては多数決が自明の原理として一般にうけいれられ、そのもつ意味が絶対視される傾向にあるのも、むしろ当然のことと云えよう。逆にいえば近代社会及び近代社会における諸集団のもつ集団的統一性は、多数決の原理がもし否認されるならば、根本的に崩壊する危険にさらされるであろう。

このように多数決の原理は、ジンメルによって、第一に集団支配の一特殊形態という形で捉えられ、第二により深い社会学的観点から個人をして社会及び集団の成員たらしめ、社会形成を実現する一個の強力な媒介原理として重要な社会的機能を有しているものとされているが、しからはそれは何故、集団支配の一変型として多数支配の原理たり得、さらにより根本的に社会形成の原理（社会と個人との媒介原理として）たり得るのであるうか。つまり多数決原理のこの二点に対する妥当根拠は、どこに求められるのであろうか。

先ず第一の多数支配の原理としての多数決の妥当根拠については、彼は次の如く考える。少数者が多数者に服従するのは、多数者が少数者よりも強力であるという、いわゆる力関係からする事実による。投票する個々人は平等であり、彼等の間の力関係は原則的に均衡を保っていると考えられているけれども、あるいはむしろ平等であり均衡を保つほどに等質的、等量的であるが故に、多数者がどのような形で決められ確定されようとも、多数者はただ多数ということだけで、少数者を支配し強制しうる物理的勢力を有していると考えられる。そもそも多数決が経験的所産として社会に存在し支配の一特殊形態として広く用いられている最大の理由は、勢力の直接的暴力的な衝突をさけ、投票

数や頭数を数えることによって争いの結果生ずるところの事態をあらかじめ予測することができるという点に存する。それ故、少数者は彼等の現実的、顕在的な抵抗が役に立たないであろうということを確信して多数の決定に従うのである。ここでは多数決の原理が、いわゆる「力の支配の原理」によって基礎付けられているわけである。かくして投票は抽象的なシンボルの形で（多数票対少数票が何票対何票という形で）具体的な闘争の結果を予示し、シンボルは常に事実上の力関係を代表し、このシンボルによって代表される関係が少数者に課するところの服従の強制をあらわしているのである。

G・ジンメルは右の如き妥当根拠、すなわち「力の支配」という形での多数決原理の妥当根拠に対しては、次の二点が問題となるであろう。

一、票決が具体的な闘争の結果を予示し事実上の力関係に代替しうるためには、多数と少数との数の上の差が相当大きくて少数者が抵抗を無益として諦めるほどに差が開いていることを必要とするのではないか。両者の差が僅少であれば、少数者は多数者に対してただこの妥当根拠からだけでは、到底服従することにはならないであろう。つまりこのような妥当根拠は、決して無条件的に一義的な妥当根拠とはならず、大多数対少数の場合にのみ、あてはまるものであろう。

二、票決に参加する各個人の力に著しい差異がある場合、ただ単純に数の上で多数であるということが、直ちに少数者よりも強力であるという保障はえられないだろう。すなわち、この第二の問題では、第一の問題の場合の如き量の差異よりも、質の差異がとりあげられ、これをめぐって問題が生じて来るのである。例えば個人の間には一騎当千の如き者がいるとする。彼の一票が単に一票としてのみ数えられ、一票以上として評価されないのは何故であるか。また彼は一人で千票を投票できないのは何故か。その理由は、単に多数が必ず力において優越し少数を支配しようという意味での「力の支配の原理」から導き出されない。かくして単なる多数が有力であるとす

る力関係を多数決原理の妥当根拠と見なすことは、一般的に不可能であり、そのことはただ、票決に参加する全個人が何らかの意味で相互に大なる質的な差異を有していない、等質的な存在であるという条件の下においてのみ可能なのである。すべての個人が他のいずれの個人とも常に自由に代替しえられるような等質性を有していなければならぬ。

多数決を多数の少数に対する間接的な力の支配（直接に頭を叩き割るよりも頭数を勘定する方が能率的である）とする考え方、そしてそのような支配に多数決原理の妥当根拠を求める見解は、当然のことながら右のような二つの素朴ではあるが、解決困難な問題に逢着せざるをえない。このことは多数決原理が個人対個人の支配関係（多数の個人の少数の個人に対する支配）次元では、その妥当根拠を見出しえないということを示している。そこでG・ジンメルは、第二の社会形成の原理としての多数決の妥当根拠へと分析をより深めて行くのである。社会対個人の社会形成の側面から多数決の原理を探求することによって、*「多数決のより深い根拠」* (tiefer Begründung der Überstimmung) が明らかにされるとみなしているのである。そもそも社会の形成すなわち社会の集团的統一とその統一的な存続は、その成員たる個人々に共通にもたれている社会を形成せんとする *「集団意志」* (Gruppenwille) に根本的に依存している。もしかかる意志がないならば、本来完結的であり閉鎖的である個人が集合して社会や集団を形成することは、ありえないであろう。ところで少数者が多数決に服従するのは、彼等が決して多数者に服従するのではなくして、多数決が実はこの集団意志のあらわれであるからである。従って多数者もまた、自己の決定に従うのではなく、少数者と同様に集団意志に服従するのである。多数の声は、決して単なる多数個人の総和としての多数者の声ではない。多数の声となって自己自身を顕現するに至った集団意志そのものである。集団意志（それは決して個人を離れて存在する実体的な意志ではないが、すべての人に共通に抱かれているという意味で超個人的意志と云える）は、社会を構成している諸個人の間のいかなる対立や相違にもかかわらず独自の形で存在し、社会が存続するかぎり、個々の成員の



時間的交替にかかわりなく存在しつづけるものと考えられる。そして社会の成員の間にある争点をめぐって意見の対立が生じ争いが起り解決が迫られた場合に、この集団意志は本来、常に多数の側に自己を顕現するものである。なぜならば集団意志は社会の成員個々に共通の意志であり、この集団意志の共通性は何時も少数者を通してよりも、多数者を介して自己を顕現する可能性が大であると推察されるからである。これが多数決原理の第二のより深い妥当根拠であるとされている。ここで少数者が多数決に従うのは、多数の声を通して自己に与えられた集団意志の命令に従うことであり、それは彼等が社会にのみ服従することを意味するのである。そしてこのことはまた多数者にとっても同様である。少数者と雖も、彼等がある一定の社会の少数成員としてその社会に所属している以上、社会の形成に不可欠な、その社会の集団意志に服することは、なんら異とするに足らないであらう。

G・ジンメルによって提示された右の第二の妥当根拠は、第一の妥当根拠である力の支配に対して、より高次の社会の集団意志という形で多数決原理を是認せんとするものであるが、これに対しても次の二点が問題とされているのである。

一、ある意見が、ただその支持者の数が他の意見の支持者の数よりも多数であるという理由からだけで、それが集団意志の顕現であるという推定は、科学的次元においては全く証明できぬドグマではないか。すなわち、多数が多数ということの故に、何故集団意志を代表し、人々が社会の成員としてそれに服さねばならないところの集団意志と無条件的に結びつきうるのであるか。この点はG・ジンメルも認めている如く、多数決原理の決定的な難点である。そしてこの場合、多数によって代表せられる社会そのもの、多数意見によって自己を顕現する集団意志は、決して人間の生の全領域を包括する如き絶対的なものではなく、生の一部の領域（最大限度において個人の他我の了解の可能である範囲）にしか対応しえないものであり、そこに一定の限界が設定されなければならぬといふ条件付きで、はじめてその存在が認められるところのものである。

二、多数決原理の妥当根拠を集団意志に求める場合、さらに次の如き難点が生ずるのである。すなわちこの場合、少数者はただ単に、彼等の確信や意見が彼等に反対する多数勢力によって否定され無効にされるばかりでなく、つまりそうした消極的な意味においてばかりでなく、彼等がたとえ少数者であっても社会または集団の成員として集団意志に従う以上、彼等の当面の意志や確信に反して決定されたところに積極的に参加しなければならぬのである。このことは、少数者が自己の意志に反して決定された事項に対して、個人としては反対しながら社会や集団の成員としては多数者と全く同じ程度に共同の支持者となつて、決定事項に対する責任を負わねばならないという悲劇的な二元論的対立を生む。そしてそれは経験的には屢々調和せしめられるが、原理的には到底和解することのできぬ (unversöhnlich) 難問にあらう。

多数決原理について特にその妥当根拠をめぐつてなされたG・ジンメルの所説の要約は、ほぼ以上の如くであるが、そこで究極的に明らかにされたことは、多数決の原理は支配の観点からも、更に一步つきすすんで社会形成の観点からこれを考察しても、決して一義的・絶対的な妥当根拠を有していないという極めて平凡なことがらであった。このことを裏返して云えば、しばしば云われているように多数決原理が相対主義に立脚しており、それが一定の社会的条件乃至制約の下においてのみ相対的に妥当するものであり、従つてその適用には、常に必ず一定の本来的な限界が設けられているということである。(例えば H. Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, 2. Aufl. 1929. 参照) かく考えてくると、多数決原理の妥当根拠についての考察は、やがてそれのもつ限界性をめぐる問題へと必然的に移行するのである。

### 三

多数決原理の限界性をめぐる問題を、本稿では一応次の二種の主要なものにかぎつてとりあげることとし、それぞ

れについての概括的な一般論を展開してみよう。

一、多数決原理の適用される社会的範囲の限界性をめぐらる問題

二、多数決原理による決定事項内容の限界性をめぐらる問題

そこで先ず第一の問題から述べる。多数決原理が適用される社会的範囲には流動的ではあるが常に一定の限界が存在すること、そしてその限界が抽象的には人々の間で彼等の意志の疎通しうる範囲を超えるものではなく、具体的には文化及び言語を共同にする相対的に同種の社会の範囲を限度とするものであるというケルゼンの見解は、この第一の問題に対して一応の解答を与えているようである（ケルゼン、前掲書）。すなわち多数決の原理は、前述の如く、投票する（正確には投票しうる）個人は少なくとも事、投票に関するかぎり全く平等であり対等であるという原則に基づいているのであるが、そのためには彼等が既に共通の社会的文化圏に所属しているという事実を何よりも前提としなければならぬであろう。何となれば多数決の原理は、各個人が相互に自由に他と代替できうるような、一以て他と代置しえらるる関係において成立するのであるが、この関係は彼等の存在がこのような等量化を可能にするような同質的なものとなっていることを現わしており、そこには既に彼等の間に思惟・感情・意欲の総じては人間の社会的存在としての基本的な共通性が存在している状態を予想しなければならぬからである。

多数決原理が適用されるためには、さらに一定の人々の間に存在するかかる客観的な共通性の事実を彼等が意識し認知することが必要である。何となれば、たとえ事実としての共通性が客観的に存在していても、この事実の人々が気付かないかぎり、彼等の間で各人が相互に平等な立場を認め合うという態度は生じて来ないからである。このように多数決原理が適用されうる範囲、すなわちそれが妥当しうる範囲は、その範囲内のすべての個人が生々の主要な諸領域において（最小限度ではただ一つの領域から、最大限度では生の殆んどの領域に至る幅を含んで）客観的に相当程度の共通性を分有し、且つ主観的にこの共通性を意識し認知しているような社会又は集団に限定される。この範囲を

こゝ、この限界を無視して未だ十分に客観的な共通性の事実と主観的な自覚が成熟していないような社会的状況、又は集团的状況の下において、多数決の原理が社会や集団の意志決定に適用されるならば（この場合は強行されることになるが）、その結果は、多数決による決定がもはや社会または集団の眞の意志決定とはならず、その成立に何ら貢献しないどころか、反って意志決定を阻害しそれを無効にするような分裂をひきおこし、多数と少数とが潜在的に相互に離反し合い闘争するといった状態を生起せしめるであろう。

このように多数決原理の妥当する社会的範囲の限界については、ケルゼンなどの指摘している如く、人々の間に彼等と同質的な社会的存在たらしめている文化の共通性の事実と意識とが決定因素であると一般に論ぜられてきている。そしてそれはそれで十分に正しい一般論であるが、その上でなお一、二の問題が提起される。

文化の共通性は社会の開放化・近代化の進展とともにより広い社会の範囲に及んで、今や民族社会や国民社会の領域を超えて国際社会にまで拡大せんとする勢いを示している。これに随伴して、多数決原理の適用される社会的範囲も急速に拡大し、現実には国際連合のレベルにまで、つまり全世界的な範囲にまで及びつつある（一又正雄「国際社会における多数決」日本哲学学会編「多数決原理」所収の論文参照）。かくして多数決の原理は、実際にその運用にあたってはいくらかの条件や限定が附せられるにしても、とにかく原則的・原理的には、それが適用される範囲は世界社会にまで拡大されるに至り、もはやその適用範囲について具体的に社会的地域の限界を論議することは、一般論としては無用であるかの如く思われるかもしれない。世界社会をその妥当範囲として包括するに至った多数決の原理は、事実上その範囲は無限界であると云っても過言ではない。

けれども問題は、それを支えている共通性の内容にかかわって生じてくるのである。紙数の都合上、要約して云えば、現代社会における文化の共通性は、人々の間の形式的外面的な同一性を中心としており、それは所謂「形式合理的」な性質の極めて強いものである。いわば、それは外部から強いられた共通性であり、人々の間に眞に内面的な意

志疎通を可能にするようなものとは、凡そ程遠い性質のものである。人々の間に真に内面的な意志の疎通を可能にする共通性は、云うまでもなく具体的個別的な他我の領解把握を基礎とする共同体的等質性を中心とするものであるが、現代社会の大衆社会的状況の下においては、かかる共通性は、国際社会のレベルにおいては勿論、国内社会の諸次元においても、これを容易に見出しがたいし、又ますます見出し難くなる傾向すらもうかがわれるのである。このような社会的状況は、実質合理的な多数決原理の適用範囲を益々狭めるわけである。そしてそこには形式合理的な多数決原理の「濫用」が無制限にその適用範囲を広めつつあるように思われる。形式さえとのえれば、或いはとのえたということが強弁できさえすれば、頭数を忠実に数えることさえも無視し忘れるような超形式合理的な多数決原理の運用が、今日の議会などに見られはしないか。形式合理的な多数決原理を本来の実質合理的な多数決原理に引き戻すには、いかなる具体的方法が必要なのであるか。この点に社会学が貢献できるとしたら、それはいかなる現実的なアプローチによるべきであるか。これが多数決原理の適用される社会的範囲の限界性をめぐらる問題である。

#### 四

次に多数決原理による決定事項内容の限界性をめぐらる問題について、第一の適用範囲の限界性の場合と同様に概括的な考察を試みてみよう。多数決原理によって決定される事項の内容自体は、勿論時代により社会により、あるいは集団や社会が直面している問題によって種々様々である。従ってこれらを具体的な事実のレベルにおいてそのままの形で一括して理論的に整序することは、全く不可能であるというほかはない。しかしながら、別の角度から決定を迫られている事項の内容を系列化し組織化することは可能である。すなわち相対的な意味においては、集団もしくは社会の全成員あるいは少なくとも大多数の成員にとってきわめて重要な意味内容を有している事項から、漸次その重要性が減退していった、比較的軽微な意味しか有っていないような些細な事柄にいたるまで重要性の軽重の種々

なる段階が存在しており、各段階が一の連続体 (continuum) を構成していると見做すことは可能であろう。そしてこの連続体の一方の極には、例えば長期にわたる骨身をけずるようなストライキを続行してきた労働組合が、今や中労委の幹旋案を呑むか否かといった緊迫した状況にある時、諾否の決定権をもつ組合執行委員会の議題は全組合員にとって甚だ重要な意味を有するものである如く、その決定が集団又は社会成員の生活の根本にふれるような重大な問題がある。そして他方の極には、例えば気の合った友人同士が彼等の本務とはかわりなく、週末や休日を利用して行なう慰安の小旅行についてその行先や方法をどうするかといった問題がある。それらが多数決によってどのように決定されようとも、一般に彼等にとって大した意味を有するものではない。何故ならばその決定が成員の生活全体からみて明らかにその末端を形成する一小部分にすぎないような、いわばとるに足らぬ小事であるからである。そしてこの両極の中間に、種々その重要度を異にする決定事項が存在する。

しからば多数決による決定事項は、かかる連続体の一方の極である瑣末な事項についてはここで特に問わないとしても(もとより決定される事項そのものがいかに瑣末であるとはいっても、少なくともある一定の人々の間で票決の対象となる以上、たとえその結果が全員一致になろうとも、屢々それは人々によって主観的に且つ一時的には相当に重要な意味をもつことも少なくないであろう。あるいは又、当該事項の背後に客観的且つ恒久的に重大な問題が潜んでおり、その一つの「あらわれ」として瑣末な事項が決定の対象として提起されることもありうるのである。かかる場合、表面にあらわれた瑣末な事項それ自体は、客観的にいかなる些細なことがらであろうとも、その背後に横たわる重大な問題との連関においては重要な意味をもちうるであろう。例えば平凡な年中行事(講など)の後の会食の仕方にわずかばかりの変更や修正を加えるか否かの問題も、その底流にある新旧・上下・老若の深刻な対立と結びついている時には、事柄は簡単ではなくって重要性をおびてくるのである。この点に関しては他の機会に詳論する予定である。それはとにかく決定される事項の内容が些細なものとなればなるほど、それに関する限界の問題を特にとりあ

げて論議する意味は弱小化する)、他方の極である最重要な事柄については全く無制限に、その限界を一切考慮することなく、それを票決の対象とすることができるのであろうか。社会や集団にとって最も重要な意味をもつ事柄のいずれれに対しても、これを無制限に多数決による決定の対象事項とすることが可能であろうか。そこにもやはり一の超えがたき限界が存在しているようである。すなわち人間が社会や集団の一成員として社会や集団を構成している反面、人間が人間である以上、何人といえども有する人格の独自性(それは社会学的には「他我の領解」を超えた領域であり、一もって他と代置することの全く不可能な、最も深い個性の領域のもつ独自性である)を内容とする人間存在自体・人間の厳肅な本質に直接関係する事柄(それは生命の尊重にはじまって信仰の自由、その他基本的人権の自由)に直接かわることがらを含む)は、本来多数決による決定事項の限界の彼岸(Tengis)にあるものであり、多数決による決定事項の範囲は、あくまでも他我の領解の可能な範囲内での最重要な事項にまでとどめられるべきものである(他我の領解については、臼井二尚「社会学論集」第四章「他我の領解」の項参照)。それを超えることは、前述の如く理論的に究極の妥当根拠をもたぬ多数決原理のなす能わざるところであり、多数決原理にとってその適用の不可能なる事柄である。もしそれが人間存在のこのような深奥の部分にまで立ち入って適用されるのであれば、それはまさしく非人道的な暴力的行為であると断ぜざるをえない。

(註) かかる点からも「疑わしきは罰せず」という法の言葉は、法の至言として文字通り遵守されなければならない。すなわち、犯罪に対する客観的に十分な確証がなく、又一方犯罪行為の遂行を自ら否定する容疑者に対して、一定数の裁判官の間で行なわれる多数決原理に基づく死刑の判決・執行は、これまでの多数決原理の考察からすれば、どうしても納得され難いところである。何となれば死刑はまさに人間の存在それ自体(人間の厳肅な本質を含む)を抹消する重大事であるからである。

このように人間存在自体に直接関係する事項(他我の領解を超えた人格の最奥の独自性にかかわる事項)は、本来多数決による決定事項の限界を超えた彼岸の事柄に属するが、このことと関連して人間存在自体に直接にはなくと

も間接にでも密接に関係する事柄、あるいは現在は間接的ではあっても近い将来において直接的となりうる可能性が客観的に十分認められるような事柄、さらには表見的には間接的であっても又はそのように見えても、内面的、本質的には直接的であると科学的に判断される傾向のある事項については、多数決原理は特に十分慎重に適用されることを必要とする。それらは、いわば多数決による重要決定事項の限界のぎりぎりのところに位置する性質の事項であり、いわば此岸 (Diesseits) の極限にある事項といふことができるからである。

## 五

最後に多数決の方法・手続上の諸類型についてふれておこう。多数決原理を適用して行なう具体的な票決の手続きには、現実には種々雑多な形態がある。つまり抽象的には、ただ一語でつきる「多数」も、具体的現実的には種々の「多数」がありうるし、又存在もするのである。これらの一々を分析することは至難の業であり、すべてを単に記述してみても反って無意味である。これまでと同様、一般論として次の四種の基本類型を提示して、その各々について簡単な説明を加えておくこととする。

- 一、概括多数の多数決
- 二、相対多数の多数決
- 三、絶対多数の多数決
- 四、絶対条件の多数決

このうち、第一の形態は最も素材な単純な方法であり、票決の形式は拍手や拳手などの如き一時的な身振りなどの動作（それは文字その他によって投票の結果が客観的形象として明確な形で残存し、科学的に再検討し再確認しうる余地を残さない）によるものであり、最もルーズな方法としては議長や司会者の「目の子算式計算乃至推定」か更に



は漠然たる主観的判断だけに依存するものがある。この形態は、群集の如く空間的に一カ所に集合している集団にだけ適用されるものであって、その範囲を超えた大集団又は社会には適用されえない。

第二の形態は、最も一般的な方法をとるものであり、この場合の多数とは要するに少数に対して原則的に一票以上の多数を以って無条件に成立するところのものである。最小限度において二対一の場合から、いかほど多数及び少数の絶対数が増加しようとも、常に多数と少数との差が最小限度一票であれば有効であるが如き形式である。多数と少数との区別を決定するのに最小限度必要な一票が全投票数に対してどれほど小なる割合となろうとも（例えば何百万分の一・何千万分の一の如く）一票は依然として絶対的な意味をもちつづけるのである。換言すればこの種の形態の場合には、多数は少数に対して一票という僅少差の多数から、莫大な数の差（例えば数万とか数十万という大差）を含む多数に至るまで幅広く分散し、ただ相対的に多数というだけで何らの制限も加わらないという点で、第一の形態について比較的ルーズな形式をとる方法である。

第三の形態も第二の形態について比較的一般的な方法である。この場合の多数とはいうまでもなく、投票全数の過半数を意味する。多数がこのように全体の過半数であるという意味において、それは全体の数の増減にかかわらずなく、それぞれの過半数であるというその大きさは常に相対的に一定しており、この点、多数が全体に対してもつ意味は安定しているというべきであろう。第二の形態よりも厳密な意味をこの場合の多数がもつことは云うまでもない。

最後に第四の形態における多数は、過半数以上にさらになお種々の条件附でより一層多数であることを必要とする、いわゆる大多数であって、実際には例えば全投票数の三分の二とか四分の三とか五分の四などというように、種々の条件が附加されることよって過半数以上の大多数となるのである。多数のもつ多数性は、前の三つの形態の場合よりも高度であり、特に第一と第二の形態にみられる如き、いわばルーズな意味での漠然たる多数や僅少差の多数ではなくして、文字通り全体の大多数であって、全体のなかの単なる多数ではない。

さて以上の如き四種の基本形態は、前述の第一の問題点、すなわち多数決原理の適用範囲の限界性及び第二の問題点、すなわち多数決原理による決定事項内容の限界性と、どのように原理的に関連するのであるうか。この点についてもはや詳細に論述する紙数を有しないから、経験的事実を対象とする実証的研究への一つの理論的仮設として、二つの関連が考えられることを次に提示するにとどめておく。

第一の仮設は、この四種の基本形態の第一から第四への順序と、多数決原理の適用範囲の限界を規定する人々の間の意志の疎通——共通性の大小との間には逆比例の関係が見出されるということである。共通性が大であればあるほど決定方法はルーズでよく、共通性が小なれば小なるほど、決定方法は厳密であることを必要とするのであって、この関係の混乱は時に社会的緊張や対立を深める因素となる。共通性が少なく差異の著しい多数と少数との間の票決の場においては、第四の形態による方法が社会の集団的統一性の見地からは最も望ましいのである。

第二に明らかなのは、この四種の基本形態の第一から第四へと進む多数を決定する方法のルーズさから厳密さへの順序と、多数決原理による決定事項内容の重要度との間には正比例の関係が理論的に認められるということである。そしてこの関係が破壊せられる時、潜在的にか潜在的にか社会的不安と緊張の状態が生じやすいのである。国家の運命を決するような重要事項が、第一の概括多数決の方法で議会通过するが如きケースは、この関係を破壊するものであることはいうまでもないであろう。

(一九六六・二・三)

(筆者 京都大学文学部「社会学」教授)

the mother-goddess, which are comparable to those excavated in other parts of the world.

Dogū as primitive clay sculpture is usually expressed in a very grotesque and cubistic style. Although the primary meaning of Dogū is the transcendental religious deity, it often bears a naive loveliness and somewhat concrete naturalistic appearance; namely the style of Dogū is both abstract and concrete even if it shows regional variations.

There is a clear indication of the abstract style mainly as a result of the primitive technique. On the other hand, the extremely naive naturalistic style of Dogū can best be represented by the expression of the pregnant figure and the erotic feminine nude. There are two distinct aspects of the primitive abstract, one the means to express religious transcendence and the other, the lack of technique.

The style in primitive sculpture, especially in the case of Dogū, is akin to abstract, but this pseudo abstract style is sometimes due to its primitive technique. The primitiveness in archaic art so often akin to abstract, but it is not said that there is no will to model the sculpture as concrete and naturalistic, even though it is too naive. Clearly, there was the will to express the object realistically, but primitive people did not have enough excellent techniques to express the object naturalistically, because they lacked the knowledge and ability to recognize a natural object as it really was. For instance, the primitive cavepaintings of the Altamira Bison and the human figures in Africa are expressed in a vitalistic and naturalistic style, but if we compare them with the classics of Greece or the Far East, they are still primitive.

Thus, as a conclusion, the abstract style in art does not always mean that it is primitive nor the concrete style depict the naturalism of classic art. Therefore, the style of primitive archaic art must be treated as a primitive entity.

## **Majority Rule as a Social Fact**

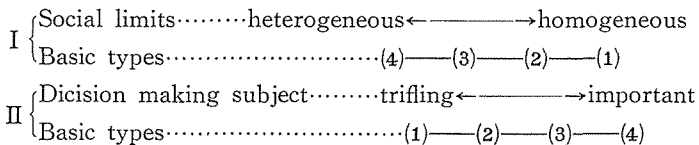
*by* Yoshisuke Ikeda

The present paper aims at clarifying the sociological meaning of the majority rule which has been studied by G. Simmel, H. Kelsen and R. M.

MacIver. For this purpose, the following three problems are examined.

1. The fundamental bases of majority rule. According to G. Simmel, the fundamental bases of the majority rule are founded not only in the power relation between majority and minority, but also in the essential relation between society and individual. However, these two bases are not the valid ground for the majority rule in the last analysis.
2. The social conditions of majority rule. One of social conditions is the matter of social limits which H. Kelsen suggested, in terms of his cultural community theory. And the other main condition is the matter of decision making subject.
3. Basic types of majority rule. Corresponding to the social conditions, majority rule can be classified into the following four large types in theory; (1) an external rough majority, (2) a relative majority, (3) an absolute majority in the relative sense or average plurality, and (4) an absolute majority in the absolute sense or rigid plurality.

In short, two frames of reference are taken out from above 2 and 3 problems. Diagrammatizing them, as follows;



## Buddhist Philosophical Schools on the Problem of Existence and Knowledge-Chapter 1: Sarvāstivāda

By Yuichi Kajiyama

The author tries to explain different philosophical attitudes of the four Buddhist schools from the standpoint of epistemology. Indian historians classify epistemology into two radically opposing theories, though not without subdivisions: *nirākārajnānavāda*—the theory that knowledge cognizes only the form of an external object, and *sākārajnānavāda*—the theory that knowledge cognizes only its own representation. The Sarvāstivādin as a realist insisted on the former view. Starting from this basic distinction, the author